



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

株 式 会 社 R V H  
代表取締役社長 沼田 英也  
(東証二部・コード 6786)  
問合せ先 取締役管理部長 齊藤 順市  
電話 (03-6277-8031)

## 第20回定時株主総会開催日程及び付議議案決定並びに 定款の一部変更及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社第20回定時株主総会の開催日程及び付議議案並びに定款の一部変更及び補欠監査役候補者の選任について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### I. 第20回定時株主総会の開催日程及び付議議案

##### 1. 第20回定時株主総会の開催日時及び開催場所

開催日時：平成28年6月28（火）午前10時

開催場所：東京都港区赤坂八丁目2-10青山エリュシオンハウス

##### 2. 第20回定時株主総会付議議案

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

#### II. 定款の一部変更

##### 1. 定款変更の目的

###### (1) 目的事項の追加

当社グループの今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を変更するものであります。

###### (2) 取締役及び監査役の責任免除

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条(取締役の責任免除)及び第38条(社外監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第38条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる業務を行う事業体の株式その他有価証券を取得、保有、売買、運用すること及び当該事業体の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(29) 条文省略 (新設) (新設)</p> <p><u>(30)前各号に関するコンサルティング業務</u> <u>(31)前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(1)～(29) 現行どおり <u>(30)美容事業</u> <u>(31)電子マネー、暗号通貨、仮想通貨、電子ポイ ント等の決済に関する事業</u> <u>(32)前各号に関するコンサルティング業務</u> <u>(33)前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>
<p>第3条～第27条 条文省略</p>	<p>第3条～第27条 現行どおり</p>
<p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第28条 現行どおり</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第29条～第37条 条文省略</p>	<p>第29条～第37条 現行どおり</p>
<p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第38条 現行どおり</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

株主総会開催日

平成28年 6 月28日

定款変更の効力発生日

平成28年 6 月28日

### Ⅲ. 補欠監査役候補者の選任

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 20 回定時株主総会において下記の通り補欠監査役選任に係る議案を付議することを決議いたしました。

#### 補欠監査役候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
諸星 佑輔 (昭和 52 年 4 月 1 日)	平成 11 年 7 月 吉田耕一税理士事務所入所 平成 12 年 3 月 和光管理サービス株式会社入社 平成 17 年 5 月 MA&P 税理士法人入社 平成 24 年 2 月 TRAD 税理士法人入社(現在)	一株

(注)

1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 諸星佑輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 諸星佑輔氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士事務所での豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただけるものと判断したためです。
4. 諸星佑輔氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める責任限度額としております。

以 上